



鳥取県公報

平成12年7月14日(金)
第7197号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付（畜産課）.....	1
	土地改良区の定款の変更の認可（耕地課）.....	6
	保安林の指定（森林保全課）.....	6
	保安林の指定の解除予定（2件）（ ）.....	7
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）...8	
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（都市計画課）.....	8
◇ 公 告	平成12年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）（人事委員会任用課）.....	8
	平成12年度警察官採用試験（高校卒業程度）（ ）.....	12

告 示

鳥取県告示第437号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の報告を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成12年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の所在地 及び名称
					父	母		
平12 鳥取県1 第1号	幸春	黒毛和種	昭和62年 2月13日	兵庫県 美方郡 村岡町	安谷土井	さちこ	2級	八頭郡河原町大字小畑168 谷口達雄
平12 鳥取県1 第2号	安糸	〃	昭和63年 8月25日	岐阜県 大野郡 朝日村	安福	しげなみ	〃	〃
平12 鳥取県1 第3号	美菊	〃	平成8年 2月13日	兵庫県 美方郡 村岡町	菊安土井	みさ55	〃	〃
平12 鳥取県1 第4号	鶴千代	〃	平成9年 2月1日	兵庫県 美方郡 浜坂町	第2安鶴 土井	くみこ	〃	〃

平12 鳥取県1 第5号	又三郎	〃	平成9年 2月10日	兵庫県 美方郡 美方町	照長土井	かずひめ	〃	〃
平12 鳥取県1 第6号	福王	〃	平成10年 9月5日	八頭郡 河原町	糸晴	ちづたま ふく	〃	〃
平12 鳥取県1 第7号	隼戟1032	〃	平成10年 9月16日	東伯郡 赤碕町	第5隼福	すえとき 33	〃	東伯郡赤碕町大字出上14 家畜改良センター鳥取牧場
平12 鳥取県1 第8号	哲釜1033	〃	平成10年 9月17日	〃	忠菊	せりつば き338	〃	〃
平12 鳥取県1 第9号	美久1037	〃	平成10年 10月2日	〃	美津福	もりひさ	〃	〃
平12 鳥取県1 第10号	隼淀1048	〃	平成10年 10月28日	〃	第5隼福	もりきく 2	1級	〃
平12 鳥取県1 第11号	優和1050	〃	平成10年 10月29日	〃	茂勝	せきいわ 1	2級	〃
平12 鳥取県1 第12号	美植1052	〃	〃	〃	美津福	まくほし 453	1級	〃
平12 鳥取県1 第13号	虹春1060	〃	平成10年 11月8日	〃	紋次郎	よりひめ	〃	〃
平12 鳥取県1 第14号	福櫛1063	〃	平成10年 11月10日	〃	福栄	ふくむす め	2級	〃
平12 鳥取県1 第15号	昌秀1103	〃	平成11年 3月24日	〃	安平	ふじ	〃	〃
平12 鳥取県1 第16号	延幕1104	〃	〃	〃	神高福	まついと 16	1級	〃
平12 鳥取県1 第17号	隼楽1105	〃	平成11年 3月28日	〃	第5隼福	ほこにじ 442	〃	〃
平12 鳥取県1 第18号	波幕1109	〃	平成11年 4月10日	〃	茂糸波	まついと 16	2級	〃
平12 鳥取県1 第19号	院和1110	〃	平成11年 4月13日	〃	安福165 の9	せきいわ 1	〃	〃

平12 鳥取県1 第20号	創釜1111	〃	平成11年 4月19日	〃	茂宗	せりつば き338	〃	〃
平12 鳥取県1 第21号	隼虎1113	〃	平成11年 4月28日	〃	第5隼福	にしお	1級	〃
平12 鳥取県1 第22号	院為1115	〃	平成11年 5月9日	〃	安福165 の9	うみわか 451	2級	〃
平12 鳥取県1 第23号	柿奎1116	〃	〃	〃	安福栄	もりはつ	〃	〃
平12 鳥取県1 第24号	トトリ ㊦99 -545	ランドレー ス種	平成11年 8月14日	西伯郡 西伯町	トトリ ㊦98 -575	トトリ ㊦98 -792	〃	西伯郡西伯町北方633 鳥取県中小家畜試験場
平12 鳥取県1 第25号	トトリ ㊦98 -567	〃	平成10年 7月12日	〃	トトリ ㊦95 -326	トトリ ㊦94 -161	〃	〃
平12 鳥取県1 第26号	トトリ ㊦98 -031	〃	平成10年 1月25日	〃	トトリ ㊦95 -229	トトリ ㊦96 -209	〃	〃
平12 鳥取県1 第27号	808877㊦ーク 4203-4004 -8-6	大㊦ークシャ ー種	平成10年 6月26日	〃	77㊦ーク ニクシ 6-42-3	77㊦ーク ニクシ 6-40-4	〃	〃
平12 鳥取県1 第28号	811077 ハヤ チネ 776056 -2705-7-7	〃	平成10年 7月10日	〃	605677 ハヤ チネ4203-31 47-4-4	77㊦ーク ニクシ 6-27-5	〃	〃
平12 鳥取県1 第29号	908777㊦ーク ハヤチネ1301 -8105-1-8	〃	平成11年 8月12日	〃	77㊦ーク ニクシ 9-13-1	8105 77 ハ ヤチネ4203-5 058-6-7	〃	〃
平12 鳥取県1 第30号	9014 サクラ 6680-4882- 11-1	デューロック種	平成11年 1月8日	〃	サクラ 203 ナ ガノ96-680	サクラ 202 アー ルマーラ シマネ クシ94-882	〃	〃
平12 鳥取県1 第31号	9253 サクラ 201 ナクシ729 0-7227-8-9	〃	平成11年 8月22日	〃	サクラ 201 ナ クシ7-290	サクラ 201 ナ クシ7-227	〃	〃
平12 鳥取県1 第32号	8135 サクラ 203 6680-6 673-3-5	〃	平成10年 5月16日	〃	サクラ 203 ナ ガノ96-680	サクラ 203 ナ ガノ96-673	〃	〃
平12 鳥取県1 第33号	8221 サクラ 4005-4887- 9-8	〃	平成10年 8月8日	〃	4005 サクラ 1041-9084- 2-1	サクラ 202 アー ルマーラ シマネ 94-887	〃	〃
平12 鳥取県1 第34号	OR455	雑種	平成10年 3月21日	岩手県 気仙郡 住田町	145MWA	186ANW	級外	西伯郡名和町大字加茂2946 有限会社山水園

平12 鳥取県1 第35号	OR475	〃	平成10年 4月9日	〃	156MWE	197COW	〃	〃
平12 鳥取県1 第36号	OR506	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平12 鳥取県1 第37号	OR507	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平12 鳥取県1 第38号	OR387	〃	平成10年 3月5日	〃	273ABB	914AOZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第39号	OR388	〃	〃	〃	〃	065ANZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第40号	OR444	〃	平成10年 3月26日	〃	〃	570ANZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第41号	OR445	〃	平成10年 3月25日	〃	〃	325AOZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第42号	B66	〃	平成10年 9月12日	〃	263ACB	103CPZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第43号	B68	〃	平成10年 9月11日	〃	271CAB	229APZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第44号	B69	〃	〃	〃	〃	067ANZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第45号	B70	〃	平成10年 9月10日	〃	〃	914AN	〃	〃
平12 鳥取県1 第46号	B135	〃	平成10年 10月15日	〃	293ACB	104APZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第47号	B136	〃	平成10年 10月16日	〃	263ACB	555ANZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第48号	B336	〃	平成10年 12月10日	〃	273ABB	069AOZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第49号	B337	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

平12 鳥取県1 第50号	B343	〃	平成10年 12月14日	〃	263ACB	600APZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第51号	B344	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平12 鳥取県1 第52号	B345	〃	平成10年 12月10日	〃	273ABB	069AOZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第53号	B421	〃	平成11年 1月4日	〃	286ACB	446AOZ	〃	〃
平12 鳥取県1 第54号	B443	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平12 鳥取県1 第55号	高森	黒毛和種	昭和63年 5月18日	八頭郡 船岡町	富士森	第2きた ひらしげ	1級	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場
平12 鳥取県1 第56号	糸北土井	〃	平成2年 4月6日	米子市	糸北鶴	やすひめ	〃	〃
平12 鳥取県1 第57号	智頭平茂	〃	平成4年 7月20日	八頭郡 智頭町	東平茂	ちづたま ふく	〃	〃
平12 鳥取県1 第58号	糸新鶴	〃	平成4年 12月6日	西伯郡 岸本町	糸北鶴	いとしん	〃	〃
平12 鳥取県1 第59号	吉美土井	〃	平成7年 3月11日	兵庫県 美方郡 村岡町	第2安鶴 土井	よしみ	2級	〃
平12 鳥取県1 第60号	糸金光	〃	平成7年 8月1日	東伯郡 関金町	糸北土井	せきいわ	1級	〃
平12 鳥取県1 第61号	糸裕	〃	平成7年 10月15日	東伯郡 赤碕町	糸北鶴	はじめ2	〃	〃
平12 鳥取県1 第62号	関金鶴	〃	平成8年 3月2日	東伯郡 関金町	〃	せきみず かみ5	〃	〃
平12 鳥取県1 第63号	峯勝	〃	平成8年 9月21日	鹿児島県 薩摩郡 薩摩町	平茂勝	ふじよし 1	〃	〃
平12 鳥取県1 第64号	第2華鶴	〃	平成8年 10月28日	東伯郡 東伯町	糸北鶴	いわはな 1	〃	〃

平12 鳥取県1 第65号	福安鶴	〃	平成9年 3月7日	東伯郡 赤碕町	安福165 の9	2いとに しまつ1	〃	〃
平12 鳥取県1 第66号	第2福安 鶴	〃	平成9年 4月17日	〃	安福165 の9	58まさこ のこ	〃	〃
平12 鳥取県1 第67号	第1糸茂 勝	〃	平成10年 1月14日	〃	平茂勝	〃	〃	〃
平12 鳥取県1 第68号	第2糸茂 勝	〃	平成10年 2月13日	〃	〃	いとふじ 8	〃	〃
平12 鳥取県1 第69号	第4糸茂 勝	〃	平成10年 5月17日	八頭郡 智頭町	〃	第5ひら ざくら	〃	〃
平12 鳥取県1 第70号	富士茂勝	〃	平成10年 8月8日	西伯郡 西伯町	〃	ふじもと 2の3	〃	〃
平12 鳥取県1 第71号	糸高森	〃	平成10年 8月6日	八頭郡 智頭町	高森	ちずたに いと	〃	〃
平12 鳥取県1 第72号	高桜	〃	平成10年 10月8日	東伯郡 東伯町	〃	よねさか え	〃	〃
平12 鳥取県1 第73号	東高森	〃	平成11年 3月5日	日野郡 日南町	〃	はな	〃	〃
平12 鳥取県1 第74号	茂高森	〃	平成11年 2月24日	日野郡 日野町	〃	ひめゆり	〃	〃
平12 鳥取県1 第75号	国平茂勝	〃	平成11年 4月2日	八頭郡 智頭町	平茂勝	たにひろ しげ3	〃	〃
平12 鳥取県1 第76号	第2富士 茂勝	〃	平成11年 5月20日	日野郡 日野町	〃	ふじしげ	〃	〃

鳥取県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、若土土地改良区の定款の変更を平成12年7月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成12年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林の所在場所
西伯郡大山町國信字泉川115の3、字池田120の2、字下小原193の1
 - 2 指定の目的
風害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主採は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第440号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字新見字カツラガトイ1085の6から1085の9まで、1085の11
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第441号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字河津原字奥田274の1・大字西谷字大ナル1024の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
無線施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第442号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条の2第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成12年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

加入区	漁業の区分
泊加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第443号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、米子市河崎北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

区分	氏名	住所
変更前	塩谷 雄司	米子市角盤町四丁目38
変更後	塩谷 喜子	〃

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成12年7月14日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

- 1 試験の名称
平成12年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	9名
土木	3名
警察事務	4名

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。

- 3 対象となる職
一般事務にあつては知事の事務部局等又は市町村立小・中学校若しくは県立学校に、土木にあつては知事の事務部局又は教育委員会の事務部局等に、警察事務にあつては警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額141,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 一般事務又は土木の試験を受ける者にあつては、昭和54年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者であることとし、警察事務の試験の区分を受ける者にあつては、昭和52年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 一般事務又は土木の試験を受ける者で日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 1 平成13年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込の者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第一次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務及び警察事務

教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）

イ 土木

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

なお、各試験の出題分野等は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成12年9月24日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市立北中学校 鳥取市東町三丁目371

鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1

7 第二次試験

(1) 試験の実施

一般事務及び土木については、鳥取県人事委員会が実施し、警察事務については、第二次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

作文試験、面接試験（一般事務及び警察事務の試験区分にあつては、人物についての個別面接、土木の試験区分にあつては、人物についての個別面接及び専門的知識についての口述試験）、適性検査及び健康診断

(3) 試験の期日

平成12年11月2日（木）（予定）

(4) 試験の場所

ア 一般事務及び土木

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

イ 警察事務

鳥取県庁本庁舎 鳥取市東町一丁目220

8 配点

区 分		一般事務及び 警察事務	土 木
第一次試験	教養試験	264点	90点
	適性試験	36点	—
	専門試験	—	210点
	小 計	300点	300点
第二次試験	作文試験	200点	200点
	面接試験	500点	500点
	小 計	700点	700点
合 計		1,000点	1,000点

9 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成12年10月6日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の掲示板にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際、第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成12年11月15日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の掲示板にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

10 採用の方法

一般事務又は土木の試験区分の最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

警察事務の試験区分の最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載された後、その中から採用が決定される。

なお、採用はすべての試験区分とも平成13年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、中部県民局及び西部県民局、八頭地方農林振興局及び日野地方農林振興局並びに東京事務所及び大阪事務所において8月上旬から交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の区分は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成12年8月16日（水）から同年9月1日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成12年9月1日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

12 試験結果の開示

(1) 開示の請求

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年条例第3号）第19条第1項の規定により、次の表のとおり口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人（本人が未成年者の場合には法定代理人も可）が直接開示場所へ来ること。

その際、受験者本人が請求する場合にあっては、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参することとし、法定代理人が請求する場合にあっては、当該運転免許証等に加え、受験者本人との続柄等を証明できるもの（健康保険証、戸籍謄本（抄本）等）及び法定代理人本人が確認できるものを持参すること。

また、希望者には、郵送による試験結果の通知を行うので、当該通知を希望する者は、第一次試験当日に80円切手をはったあて先明記の通知用封筒を持参すること。

試 験	開示請求ができる者	開示期間	開示場所
第一次試験	受験者又は法定代理人（受験者本人が未成年者の場合に限る。） ただし、第一次試験合格者は、最終合格発表後に限る。	合格発表日から1月間	鳥取県人事委員会事務局
第二次試験	受験者又は法定代理人（受験者本人が未成年者の場合に限る。）		

(注) 警察事務については、第一次試験不合格者のみが開示請求できる。

(2) 開示の内容

試験の区分	第一次試験受験者		第二次試験受験者	
	合格者	不合格者	合格者	不合格者
一般事務及び土木	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第一次試験の順位		試験種目ごとの得点及び総合合計得点並びに最終順位	
警察事務	同上			

13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に作成する受験案内を参照すること。

別表

[教養試験出題分野一覧表]

試験の区分	問題形式	出 題 分 野
全 区 分	多肢選択式	国語・社会・数学・理科・英語、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

[適性試験内容一覧表]

試験の区分	問題形式	内 容
一般事務及び警察事務	多肢選択式	置換、照合、計算、分類等の比較的簡単な問題を限られた時間内でできるだけ数多く解答する検査

[専門試験出題分野一覧表]

試験の区分	問題形式	出 題 分 野
土 木	多肢選択式	設計、測量、施工、数学・物理、情報技術基礎、水理、土質力学及び土木計画
	記述式	設計、測量及び施工

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成12年7月14日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成12年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

2 採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官（男性）	10名
警察官（女性）	6名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額160,200円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和48年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者とする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

なお、出題分野は、国語、社会、数学、理科、英語、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とする。

(2) 試験の期日

平成12年9月17日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

7 第二次試験

(1) 試験の実施

第二次試験の実施、最終合格発表等の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

- (3) 試験の期日
平成12年10月23日（月）及び24日（火）（予定）

- (4) 試験の場所
鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

8 配点

区 分		配 点
第一次試験	教養試験	300点
	小 計	300点
第二次試験	作文試験	200点
	面接試験	500点
	小 計	700点
合 計		1,000点

9 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成12年10月6日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の掲示板にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際、第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成12年11月15日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに中部総合事務所及び西部総合事務所の掲示板にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

10 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載された後、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成13年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、中部県民局及び西部県民局、八頭地方農林振興局及び日野地方農林振興局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において8月上旬から交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成12年8月16日（水）から同年9月1日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成12年9月1日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

12 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年条例第3号）第19条第1項の規定により、次の表のとおり口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人（本人が未成年者の場合には法定代理人も可）が直接開示場所へ来ること。

その際、受験者本人が請求する場合にあっては、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参することとし、法定代理人が請求する場合にあっては、当該運転免許証等に加え、受験者本人との続柄等を証明できるもの（健康保険証、戸籍謄本（抄本）等）及び法定代理人本人が確認できるものを持参すること。

また、希望者には、郵送による試験結果の通知を行うので、当該通知を希望する者は、第一次試験当日に80円切手をはったあて先明記の通知用封筒を持参すること。

試 験	開示請求ができる者	開示内容	開示期間	開示場所
第一次試験	鳥取県のみを志望している受験者のうち第一次試験不合格者（本人が未成年者の場合には、法定代理人も可）	試験種目ごとの得点、合計得点及び順位	合格発表日から1月間	鳥取県人事委員会事務局

13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便いよって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に作成する受験案内を参照すること。

別表

[身体検査の項目及び基準一覧表]

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	160センチメートル以上であること。	155センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。	45キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。	
弁 色 力	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。	

(注) 一般内科系検査には、レントゲン検査を含む。